

『栄花物語』続編を私家集から照射する (上)

—— 四条宮下野集・康資王母集の敬避表現 ——

Sequel of *Eiga Monogatari* (A Tale of Flowering Fortunes) (I):
From the Perspective of Private House Collection Focusing on Address Terms in the Collections of
Shiyounomiyanoshimotsuke and *Yasusukeounohaha*

加藤 静子

KATO Shizuko

一 はじめに

『栄花物語』(以下、「栄花」と略称)続編十巻は、六十余年ほどの出来事を描く。従来、第一部、第二部と分けて執筆され、作者も異なるとされてきた。第一部は巻三一〜巻三七、後一条〜後冷泉天皇時代という、女院彰子を母、養母とした天皇たちの御代で、関白は藤原頼通であった。第二部は巻三八〜四〇、後三条〜堀川天皇(寛治六年が最後の記事)時代で、関白が頼通弟教通と頼通息師実の時代にあたる。

女房らしき語り手が詳しく物語る家筋からは、二分して読んだ方が自然になる印象も強いのであるが、一方で、続編全体を貫く一体

的な性格も見えていて、どのように解説したらよいのか、難しい課題として長年私の中ではくすぶり続けている。

本稿は、続編が一体的な性格と見られるとしたら、どのような表現に注意して読めばよいのか、続編記事を計量できる尺度はないのか、という地点から出発した。

第二部を描くために必要な資料群について思いを馳せ、作者が、どの家に属しているのかと自問すれば、頼通の末子である師実(一〇四二〜一一〇二)しか思い浮かばない。師実は、巻二六「根合」で姉寛子(一〇三六〜一二二七)が後冷泉天皇に入内し、永承六年(一一〇五)立后を記した記事の後に、幾つかの記事を隔てて、初めて「皇后宮の御せうとの若君」の「御元服」が記されてから登場し、「殿の少将殿、臨時祭の舞人せさせたまふ」、中納言中将となったこと、

「殿の大納言」が五節を出すこと、そして、結婚、任内大臣……と、記事を隔てながら、断続的に時間軸に添ったかたちで丁寧に記載されていく。

そこで、師実と、彼の登場を促した皇后寛子について、焦点をあてたいと思う。

最終巻四〇「紫野」は、師実夫妻の養女賢子（白河天皇中宮）が生んだ堀河天皇の御代で終える。養女腹とはいえども、撰閔家に誕生した天皇であった。続編末尾は、師実孫の忠実が中納言になり、春日祭の上卿をつとめたこと、翌日帰洛する行列を記すのだが（寛治六年（一〇九二）二月九日、十日のことにあたる）、その帰京を宇治にいる四条宮寛子と女房が見物するという記事が見える。「大殿のかくておはしましたしに、御孫にてかくおはしますを、枝々栄え出でさせたまふを、春日の神も心ゆかせたまひてや」（本文は、新編日本古典文学全集『栄花物語』による）と師実を特筆し、さらに、撰閔家を余祝する歌、

行く末もいとど栄えぞまさるべき春日の山の松の梢は

が置かれて、閉じられている。

第一部と第二部とをつなぐ重要人物、頼通男師実と姉寛子について、まずは像を結ぶことが先決になるかと思われる。その際に、和歌資料、特に四条宮寛子に仕えた女房たちの家集を材料にして、『栄花』記事の意味を計量することにした。

ところで、師実・寛子の母とは、源倫子（頼通母）に仕えた進命婦源祇子である。同母兄には、橘俊綱をはじめ四人がいて、師実は末っ子になる。四人の兄たちは養子に出されたり僧侶になった。実

師実・寛子二人のみが関白頼通に実子扱いされるのは、必然と思

える前史があった。頼通には、隆姫との間に子が誕生せず、隆姫の姪にあたる源娘子を養女にしていた。娘子は、一条天皇の第一皇子敦康親王と隆姫の妹（具平親王女）との間に誕生。その父敦康は、二十歳の若さで亡くなった（時に一品式部卿）。史実に『栄花』を添えて、娘子のその後をみると、娘子は長じて、後朱雀帝に入内し、祐子内親王が生まれ、祿子内親王を出産後に、長暦三年（一〇三九）八月産褥で亡くなってしまった（巻三四）。さらに、頼通が嫡子と定めた通房（母は源憲定女。隆姫女房）は、隆姫弟である源師房の女と結婚したが、長久五年（一〇四四）四月権大納言大将の地位で、これも二十歳で亡くなってしまった（巻三五）。撰閔家の後継者たる男子は、手許には頼通五十歳の時の子師実一人しか残っていなかった。

こうして、頼通は、寛子が十五歳になった永承五年（一〇五〇）十二月に後冷泉天皇に入内させる（巻三〇）。そして、翌年二月に寛子立后。その後、頼通後継者として弟師実の元服が記されて以降、物語られてゆくようになる。母源祇子については、巻三一に触れられ、巻三六で少し光があてられる程度の扱いになっている。³⁾

そこで、私家集がゆたかな生の、歴史資料であることに着目して、続編理解を深めたいと思う。採りあげたい家集は、姉の四条宮寛子に仕えた女房たち、下野と筑前（＝康資母）の手になる家集を中心にし、他家集も加える。ゆきとどいた注釈書が刊行されていて、家集と続編とを往還し眺められる材料に富んでいるからである。

ただ、四条宮下野集・康資王母集の注釈書には、人物比定の一部に問題がある。本稿では、両家集のあり方に触れつつ、敬避表現から師実に関わる人物比定についてまず確認したい。両家集から『栄

花』を照射して、その表現・叙述のあり方について検討するのは、続稿に譲りたい。

二 四条宮下野集の敬避表現から

四条宮下野集には完結した注釈書が四書刊行され、また一つの私家版もある。発行順に示すと、以下のようである。

清水彰『四條宮下野集全釋』(笠間書院 一九七五) ↓『全釈』
石井文夫『四條宮下野集』注釈稿(私家版 前・一九七七、後・一九七八) ↓『注釈稿』

吉田茂『四條宮下野集 注釈と研究』(桜楓社 一九八六) ↓『注釈』

犬養廉校注『四條宮下野集』(新日本古典文学大系『平安私家集』岩波書店 一九九四) ↓『新大系』

安田徳子・平野美樹『私家集全釈叢書 四條宮下野集全釈』(風間書房 二〇〇〇) ↓『叢書』

右の注釈書の底本は、下野集の孤本であった書陵部蔵本である。最後の『叢書』は、書陵部本の親本である冷泉家時雨亭叢書『平安私家集 六』(朝日新聞社、一九九九)を、校合に用いる。

さらに、現在、注釈が進行中の、

和田律子・横溝博・高橋由記・中村成里・有馬義貴『四條宮下野集』研究(一)～(二〇)(『鳳翔学叢』8～17 二〇二二・三～二〇二二・三) * (八)より大塚誠也が加わる ↓『研究』

がある。底本は『平安私家集 六』で、書陵部蔵本と冷泉家時雨亭叢書『承空本 中』の校異を示す。たいへん詳しい語釈・補説・考

察が加えられている。

以下、それぞれの注釈書を引用の際には、↓印のあとの略号を用いる。

下野集の配列

下野は、父が清和源氏の源政隆で従五位下下野守、出自は高くない。姉に「瑠璃女御」と称され、小一条院に寵愛された人がいる。

後藤祥子氏は、下野集を、「社交圈記録としての私家集」とされた(『私家集の位置』『日本文学講座9 詩歌I(古典編)』大修館書店 一九八八)。「所収歌二二一首(連歌を含む)のうち、他人歌八九首、しかも特定の家族や恋人ではなく、女主人四条宮をめぐる多彩な人間関係、というより寛子は控えめなたちであったから、四条宮の侍所に出入りする中級官人たちとのあけっぴろげな社交詠が多くを占め、異彩を放つ」とした。そして、「序」に、

めでたくをかしき事どもを見てのみやむが飽かず覚えしかば、
……「こえずはのちの」とおぼしたる人の「思ひ出でて書きつけよ」とあるに催されて書きつくれば、……

とあるように、「個人の集というより四条宮の後冷泉朝を彩った人々による社交記録なのである」と、枕草子や紫式部日記が、「それぞれの後宮女房群を代表して書きとどめた行為と見合っている」とされた。

久保木哲夫氏は、「四條宮下野集」(日本文学Web図書館「辞典ライブラリー」)で、「贈答歌や唱和歌が多く、それぞれの詞書が非常に長い。下野を中心とした寛子周辺の日常生活があたかも『枕草子』における日記的章段のように、極めて具体的に描かれる。登場人物

は全部で七〇数名」と指摘される。

下野集からは、確かに機知に富み、自分の才能を頼み(代作歌を依頼されることも多く、また場に応じてよく連歌を詠む)、そして他人の下野に対する賞賛を書きとめる傾向が見え、清少納言によく似ている。枕草子もじりの表現、新しい歌語の開拓、時代の流行に敏感な表現については、特に『研究』に詳述されている。家集には、師実や殿上人、宮司などと縦横に応酬をかわし、ある時はやりこめる、といったかなり積極的な行動が見られる。「後宮女房群を代表して書きとどめた」は、下野自身が意識していたのであろう。

下野集は、序に対して、家集末尾に跋の性格をもつ二首の和歌を置くなど、構成を意識して配列しているようである。

下野集の注釈は、章段に区切ってなされ、それらの歌群が季節順に並ぶところから、久しくほぼ年次順のように読まれてきた。『注釈』解説の「四条宮下野集俯瞰集」には、章段の年時推定を示すけれども、その解説文には年時が確かなのは、三章段のみであるように、かつちりした年次順とするのは問題があるようだ。

『研究(四)』に、女房美濃の多田下向に關わる歌67・68番歌がすでに下向して後のやりとりであるのに、88・89番歌は、「美濃の多田へ下りし、扇給はると」と、下向に際して皇后から扇を賜る時に下野が詠んだ歌と美濃の返歌があると、年次順に読む注釈について訂正して、88番歌の語釈欄で次のように述べられている。

『下野集』の配列が常に時間の推移に従って並べられているとはいえず、ある場合には時間順よりも別の観点点が優位に立って、配列されていることもままあると考えられる。当歌もその例として考えられ、この前後の配列が、『注釈』が指摘するよ

うに、名所や歌枕を詠んだ歌をまとめていると思しいことから、時間的には前後するものの、住吉を詠み込んだ当歌がここに配列されたという次第であらう。

確かにそのとおりとと思われる。他にも、「別の観点」がうかがえる歌群がある。112～115番の「法性寺に出でさせおはしまして」、116～118番の「御悩みに出でさせおはしまして、里におはしますに」、119番「四月に、心ぼそきまで心地悪しくて、里にあるに」、120番「物へ詣でしに」、121番「山なりしはらからの、伯者に下りて亡くなりたりしに、心地も慰めむとて、……難波わたりに、……天王寺詣でもせむとて……」から131番歌までは、四条宮が法性寺とか里にいらつしやる時、あるいは下野が里下がりしていた時で、132番歌になつて、はじめて内裏にもどっている。内裏外での歌という括りで集めているとするのも一案か。ゆるやかな時の流れは見えるけれども、年次順をかつちりあてることには、慎重でありたい。

下野集の1番歌などもその例として読まれるべきか。以下、下野集の本文引用は『叢書』による。なお、一部表記を改めたところ、底本表記をルビで示した箇所がある。

常よりも花おもしろかりし春、清涼殿御階みはしの左右に、いみじく咲きたる桜の枝を、木の高さはかりにて植ゑさせ給へるを、宮の御方の戸口にて人々見るほどに、渡らせおはしまして、月の明きほどに帰らせおはしますとて、「花見せむ」と召せば、小中将・小少将など具して参る。上の女房、少将の内侍、式部の命婦など、皆花の下に候ふに、折らせおはしまして賜はするままだに、「遅し」と仰せられしかば、思ひあへず、疾きを面隠しにて、

1 春金 長き夜の月の光のなかりせば雲居の花をいかで折らまし

驚かせおはしまして、「いみじうをかし」と仰せられて、
うち誦ずぜさせおはしましつ、返ちし悪くしては笑はれな
む」など仰せられて、誦じつつ歩かせおはします御ありさ
まこそめでたく、その折おぼえしをかしきこそ忘れがたう。

『叢書』に、序文の、「宮の御方の「めでたくをかしきこと」に相
応しい場面として、この逸話を本集の冒頭に置いたのではない
か」という指摘に、納得がいく。後冷泉天皇と皇后寛子を提示して、
家集を編む下野自身の〈場〉を提示し、寛子女房二人の名と天皇付
き女房たちの名二人を「など」で代表させて、歌も天皇を「月の光」
に喩えて、長い治世をことほぐもので、いかにも冒頭歌にふさわし
い。永承六年春というかつちりした年時確定は難しい。

続く2番歌は、

殿の御宿直所より、人々あまた来て「花見へまかるに……」……
とはじまるが、『叢書』に、「花見の逸話に引かれて、この贈答をこ
こに配したと考えられる」とする。帝・皇后の次に、直接的ではな
いが、「殿の御宿直所より」と、皇后の父関白頼通を顕在化する。
下野の贈歌に対して、3番歌の詞書は、

返し、「大学頭実綱ぞすべき」と聞きしかど、但馬俊綱の手に
て、

と返歌の主を云々する。必要のない「大学頭実綱」は頼通の儒者家
司だが、後に式部大輔をつとめた学識者の名をことさらに出し、次
に、師実祇子腹長男で寛子の兄「但馬俊綱」筆跡の返歌と記す。そ
の延長で俊綱が下野の局を訪問し、4番・5番の贈答歌をうむ、と
いう具合に家集は動きだす。

師実は若すぎて、その登場はだいぶ遅くなってくるが、俊綱は誰
もが認める歌人・文化人であったが、四条宮方での重要人物らし
かった様子が、配列からも伝わってくる。

家集の終わり近くには、次のようにある。

世の中変はりて、あはれにいみじき事多かりしほどの事ど
も、我も人もあまたありしかど、中々なれば、書かず。我
背きて後、大納言経長、金玉集借りたまふとてありし、
195 今とはとてそると聞きしをはしたかの恋しきことにしふや残れ
る
返し

196 世の中をそるとすれどもはしたかの恋しきことぞ招おほき餌えなり
ける

詞書「世の中変はりて、あはれにいみじきこと多かりしほどの事
ども」とは、後冷泉天皇の御世変わりがあり（治暦四年（一〇六八）
四月十九日、讓位、同日崩御、さらに四条宮寛子が同年十二月に出
家したことを指すのであろう。そのほどの「事ども」については、
「書かず」とある。続いて、下野も、「我背きて」とあり、四条宮に
従うかたちで出家したらしい。その後大納言経長から、金玉集を
借りたいと所望され、「今とはとてそる（刺る）を掛ける」「集（執）
を掛ける」という和歌が贈られてきた。返歌し、添えた歌でもう一
組の贈答歌も見える。

この源経長は、源道方男で、皇后寛子の「宣旨」は、道方女がつ
とめたらしい（『采花』卷三二）。経長は、前述したように祇子腹の頼
通女を妻にしていた。大納言であったのは、延久元年（一〇六九）
八月〜同三年四月。家集に見える経長の兄で、また、四条宮女房「信

濃」の叔父である。この人物の布置にも、下野の工夫が読み取れる。

下野は、その後に住まいを山里に移したとあり、典侍(大式三位・後冷泉天皇乳母)からの贈歌と返歌(201・202番歌)、さらに、宮寛子の言いつけでこの山里に女房たちの訪問があったこと(203・204番歌)、ある男性からの和歌(205番歌)、越後の為仲からの歌(207番歌)、山里での下野歌二首があつて、跋文らしき和歌二首(210・211番歌)を置いて終えている。冒頭部の序と跋とが対応するのみならず、家集始動のあり方と閉じ方の人物布置も対応させていると読めよう。

高橋由記氏「頼通時代の後宮文化——『四条宮下野集』と皇后寛子——」(『日記文学研究誌』19・二〇一七・七)は、前掲の久保木哲夫氏解説を受け、皇后寛子には中宮定子的な役割はあまり見られないが、「『女あるじの時間軸で出来事・章段を切り取る』ことをあげたい」とし、「『〜におはしますころ』と始まる詞書で寛子の存在を表すなかに時間を示していること、さらにまた、『下野の詠歌は、寛子という女あるじの存在があつてこそのものである』とも指摘する。「寛子という女あるじ」があつてこそ編まれているという見方に、以下に述べる人物提示の例からも、賛意を表したい。

下野集の敬避表現

「登場人物は全部で七〇数名」中、名指しされない敬避表現について考察したい。

先にあげた195番の前までが、関白頼通時代にあたる。195番の詞書には、「大納言」であつても「経長」と名前が添えられている。それに対して、名前が記されない「絶対的避称」の対象人物が何人か

見える。

寛子の父の関白頼通は、「殿」呼称されている。弟の師実にも名前が記されず、それゆえにか、注釈書により人物比定に違いが生じている。頼通と師実について、私は以下のように読んだ。歌番号と歌の詞書や歌の後ろに付加された文を短く引用し、呼称箇所を左傍線を付した。呼称に関わる読解に揺れが生じそうな箇所に、底本表記を表すルビを付した。

◇頼通 2 「殿の御宿直所より、人々あまた来て」

26 「殿の召すにだに参らせぬもの」

51 「殿の間かせ給ひて仰せられける事申さむ」とて」

143 「殿の御気色悪しき頃とて」

155 「殿間かせ給ひて笑はせ給ふ」

◇師実 90 「大納言殿など具せさせ給へり」、91 「大納言殿、御前の田刈らせて見せさせ給ふに」

95 「大納言殿、白河殿に誘はせ給へば」

107 「里にあるに、八月一五夜、殿の大納言殿、夜中ばかりに、女房たちなど具して、入りて歩かせ給ひけるを」

110 「大納言殿、『宮の御前の前裁、丈高し』とて、「外に殿の御声もして」又の日、大納言殿の参らせ給ひて、」111 「母屋に、殿はいと頭はに御几帳うち上げて寝させ給へり」

194 「帰り参りて四五日ありて、大殿の、御前に語り申させ給ふ」

頼通を表す155番「殿」については、『研究』(八)のみ、「殿」を師実とする。それについては、最後に言及したい。

師実をまずとりあげる。90・91番歌は一連のもので(90～94番歌)、宇治に遊びに出かける経緯が詞書で記され、宇治での場面になる。また宇治殿に行ったことのない女房たちが出かける際に、下野は、皇后寛子から、「この度行け」と今回も行くように命じられ、「大納言殿」も一緒に出かけている。まず宇治の京側にある富家殿に到着し、新しい御障子の「歌あるべし」とあるが、殿上人は詠まず、「めづらしげなき人(下野自身)は」とやはり詠歌せず、

新しく見給ふ筑前詠まむ、うちうちには、なごてかと、詠まほしげに思はれたる、理に譲りて、見れば、殿上人々舟に乗りて遊び、帰るに

とあるのに続いて、「筑前」の歌、

90 曳く人もなぎさの舟もあるものをうらやましくも漕ぎ渡るかな

を記す。また、御障子の歌は記さない。筑前(康資王母)は、大臣家重代の歌人伊勢大輔の娘であり、下野も一目おいている。

同行した「大納言殿」については、「源師房か」と注する『注釈』『全釈』『新大系』などがある。107番歌の「殿の大納言殿」とある呼称と違うからという理由である。対して、『注釈稿』『叢書』『研究』などは師実とする。そして、『研究(五)』では、「いまだ定説をみていない」とし、『考察』90～94番歌で師実であると丁寧な説明を加えられている。「源師房も頼通男の師実も、どちらも相応しい」けれど、「寛子や宇治との関係は、師実の方がより深い」とする。さらに、経信集Ⅲの、筑前の90番「ひく人もなぎさの」の歌と経信の返歌とをもつ、次の贈答歌を引用して、

中納言殿の乗船給有御遊之時、四条宮為皇后宮之時也、中

納言者先大理也、(師実/如本) 筑前君

ひく人もなぎさのふねもあるものを うらやましくもこきわたるかな(二七六)

返 左馬頭(天喜四年十月以後/六年四月以前也)

さしかへりゆくそらもなしたかせふね あしまのきしにこゝろとまりて(二七七)

詞書と双行注から、「師実」が「中納言」の時の出来事として、下野集の「大納言殿」を師実と確定する手順をとる。

『注釈稿』でも右の贈答歌に触れている。経信の「左馬頭」の時と示す注が、師実の権中納言時代にあたることを指摘し、「大理」は検非違使庁の別当の唐名であるが、『公卿補任』には確認できないとする。経信の「左馬頭」は、寛徳二年(一〇四五)四月から、右中弁を兼ねる康平五年(一〇六二年三月十二日遷)までになる。秋の季節ゆえに、天喜五年、師実権中納言時代の可能性が高いとする。『研究』も同じ結論に至る。なお、右の贈答歌は、経信集Ⅲの末尾の歌であり、家集に経信を「左馬頭」とするなど、後に付加されたという痕跡が見える(除けば、奥書に記された歌数に一致する)。

確かに師実でよいのであるが、私家集の詞書にも、散文作品同様に敬避表現をあてはめて考えてよい例ではなかるうか。つまり、下野集で、四条宮寛子という(場)にあつて、女房下野が「大納言殿」とのみ呼称して済むのは、師実以外にはないということである。下野集編纂時(延久年間とされる)にあつても、現実世界で頼通男子と待遇されるのは、師実一人しか該当しない。養子で異姓の師房ならば、識別のために、たとえば、「源大納言」と呼称されようか。『枕草子』「清涼殿の丑寅の隅の」段に、

……桜の、いみじうおもしろき枝の五尺ばかりなるを、いとおほくさしたれば、高欄の外まで咲きこぼれたる昼方、大納言殿、桜の直衣のすこしなよらかなるに、濃き紫の固紋の指貫、白き御衣ども、うへには濃き綾の、いとあざやかなるを出だして、まありたまへるに……

(引用は新編日本古典文学全集による)

と、ただ「大納言殿」だけで、中宮の同母兄「伊周」と理解して読むのと同じであろう。同じ道隆の子でありながら、異腹の道頼は、「山の井の大納言」(「殿」ナシ)として区別されている。養子源師房も同様に、何か付加する呼称が選ばれよう。

里にあるに、八月一五夜、殿の大納言殿、夜中ばかりに、女房達など具して、入りて歩かせ給ひけるを、寝て、遅く見つけ奉りて、翌朝、式部の命婦、

107 出でてより心そらにて見る月の入るまでしらぬ宿もありけり返し

108 露繁き逢の宿の光にも入りくる月の影をこそ見ぬ

と思ひて」と、聞こゆ。

左傍線部「殿の大納言殿」の表現を採りあげたい。先にあげた注釈書で、ここにのみ「殿の」とあるので、「大納言殿」とは別人とする根拠になっていた。『研究』(五)では、

下野の私邸におしのびで出かけた場面であるため、公的立場の「大納言」と区別してわざわざ「殿の」とことわって呼称したか。

とする。ここは、下野の里下がりしている里邸を、月を賞で八月十五夜に訪ねる文脈にある。90〜94番歌の姉皇后寛子という空間とそ

の延長上の呼称、また、95番歌の「白河殿」という撰関家伝来の別業にお誘いになる「大納言殿」呼称と違って、単なる「大納言殿」では、他の人物とまぎれる恐れがあり、そこで、他人と識別する必要から、「殿の」と付加することで、他でもない師実その人と示しているのではないか。『栄花』続編でも、「殿の少将」「殿の大納言」といった表現で、どのような〈場〉であろうとも、「殿」呼称が頼通しか指さない時期の、師実しか指さない呼称に通じる「殿の」ではなからうか(師実登場前の「殿の……」呼称は通房を指す)。

師実来訪は、下野にとつては最高の栄誉に思えることであつたはず。だが、「夜中ばかり」の訪問ゆえに、下野は寝入ってしまった。「遅く見つけ奉りて」は、『研究』(五)のみ、「下野が大納言の一行の来たことを翌朝まで(式部の命婦の和歌を受け取るまで)気づかなかつた状況と考える」という意に解すとおりであろう。「遅し」については、小田勝氏の明快な指摘がある¹⁰⁾。下野は、気づかなかつた失態を、陋屋にさしこむ月の光として大納言さまを見ようと存じます、と師実を讃える歌で、何とかとりつくろつた。

ところで、下野集の次の例では、

賀茂に詣でたりしに、雪のいみじう降りしかば、車宿りに引き入れて見れば、もの古りたる木ども皆白みわたりたるに、見やれば、鳥居の方にとことごとくして、頼家が詣づるに、供なるあやしげなる下衆して、「『このわたりに住む尼の申す』とて、言ひかけて来」とて遣る

194 老い木にも花は咲きけりちはやふる雪にぞ見ゆる神の験は
帰り参りて四五日ありて、大殿の、御前に語り申させ給ふ、「頼家が語り候ふ、『賀茂に一日参りて、いとをかし

きことこそ候ひしか』とて、歌を申させ給ふ、をかしと聞きて居たり、『これ、誰と言ふこといかで知らむ』と嘆き候ふ」など申させ給ふを、「歌はいかが言ふ」と申させ給へば、「それを褒め候ふ」と申させ給へば、「このわたりにあらば」と仰せらるれば、「我か我か」とて、告げさせ給へりければ、返り事ありき。

傍線部「大殿」を、注釈書はすべて頼通に読んでいる。

源頼家の賀茂参詣にたまたま出会つた下野が、このあたりに住む尼と告げるよう、従者に言いつけて、頼家に和歌を送った。その四五日後に、「大殿」が、皇后さまに、頼家が誰からの歌かわからず、知りたがっている、とお話になられた。皇后さまが、送られた歌に關する批評をお聞きになられると、頼家は褒めておりますと申し上げなさる。皇后さまは、このあたりに贈り主がいるならばと仰ると、大殿は、女房に「御前か」「御前か」と問いただし、下野の歌とわかり、頼家に告げてやつたという頼末が記されている。

傍線部「大殿」だが、「おほいどの」とは、「内のおほい殿」「右のおほい殿」などと表記されるように、「大臣」の称であつて、皇后寛子父、主家の「殿」頼通を、ここで女房が官職で待遇するとは考えにくい。敬避表現の延長上に読めば、「おほい殿」という官職名のみで待遇されるのは、「権大納言」から「大臣」に昇つた師実となろう。師実は、康平三年(一〇六〇)年七月内大臣、五年後の康平八年六月には、頼宗薨去で空席になつた右大臣に就いている(なお、後三条天皇の延久元年(一〇六九)に左大臣。頼家風情の他愛ない歌語りを皇后寛子に披露するのは、六十歳をとうに過ぎていた関白頼通よりも、若々しい師実がふさわしい。また、皇后寛子との対

座に、下野集では、頼通に傍線部のような謙讓語は使用されない。

当の頼家は、源頼光の子で頼通の家司をつとめ、いわゆる和歌六人党の一人とされるほどの歌人であるし、皇后御前で、大臣師実が話題にしてくれたという、下野には晴れがましい出来事であつたろう。そのことを下野はぜひとも書きとめたのであろう。さきほどの、富家殿の障子歌を詠んだとおぼしい筑前の歌も記さないと同様に、返歌されたという頼家歌を家集には記さない。

ただし、女房の主人格で「殿」にあたる人が、官職名で表現される例だが、稀には見える。それは、文脈上の必然性を帯びている場合と思われる。私が印象的な例として記憶しているのは、「永承五年四月廿六日前麗景殿女御歌絵合」であり、歌合日記は誰が記したか、という問題ともからみあう。林マリヤ氏「前麗景殿女御歌合について」¹⁾「仮名日記作者と冊子絵」²⁾が、仮名日記について言及しているのを、以下本稿に必要な箇所のみ触れる。

延子女房たちが、春のつれづれをお慰めするために、ありきたりではない勝負ごとをしようとした結果、「古今」「後撰」の古歌に、新作歌の「鶴」「卯の花」「月」の三題三首を加え、歌と絵で競おうという新趣向に決まつた、とある。

三題について、「郭公こそあるべきほどなれど、大殿の歌合の題なれば、鶴にかへたるなり」(十卷本歌合による。左傍線部二十卷本も同じ)と記している。「大殿の歌合」とあるのは、まもなく催される「永承五年六月五日庚申祐子内親王歌合」を指し、関白頼通が実質的な主催になるのだが、その歌合の「桜・郭公・鹿」題に抵触するといふので、「鶴」題にしたという。

「大殿の歌合」とあるが、頼通に、通称の「おほいどの」(＝単独で

の使用) 呼称は見られないので、延子の父内大臣頼宗を「殿」と呼称する立場の女房が、識別のために「大殿」呼称したと思われる。

女房二十人を十人ずつに分けて準備するという大がかりな歌絵合となった。ところが、仮名日記の後文では、その頼宗に対して、「大殿はつつませ給ふ御姿なれど、上臈ものし給ふとて、忍びあへさせ給はず」(傍線部、二十巻本は「大殿」とある。「つつませ給ふ御姿」とは、『平安朝歌合大成』に萩谷氏が説明するように、頼宗が、母源明子の服喪中のことをいう(前年七月二十二日薨去)。

この歌合に来賓した「上臈」たちとは、仮名日記に「源大納言殿・小野宮の中納言・左衛門督・新中納言・中宮権大夫・右大弁・左大弁・三位侍従」(甥の源師房・息子の兼頼・源隆国・息子の俊家・経輔・源経長・源資通・孫の源基平)とある公卿たちを指す。さらに、競馬の定から殿上人たちも八九人ひき連れてやって来たのである。歌合を盛り上げる来賓者たちの前に、服喪中でありながら、頼宗はつい出てしまふのであるが、それは、「おほいと」(『当時内大臣』)という官職名の呼称になる。頼宗は決して来賓たち全員にとっての「殿」ではないからであろう。

ところで、右の歌絵合、長元五年の上東門院菊合、天喜四年四条宮春秋歌合という三つの歌合に見える仮名日記について、萩谷朴氏は、峯岸義秋氏の説を受けて、伊勢大輔作ではないかとする。久保木哲夫氏は疑問を投げかけ、春秋歌合については否定されたが、それを受け、林マリヤ氏は、歌絵合の日記作者について、延子の養母一品宮修子内親王の女房であった相模とした。さまざまな角度から検証されたものである。仮名日記の作者が相模ならば、修子内親王亡き後、頼宗邸で催された延子の歌絵合に、頼通を「おほ殿」呼称

して、暗に頼宗を「殿」扱いにしてさしつかえないであろう。もし、「絵合」の仮名日記作者が伊勢大輔であるなら、頼通を「大殿」呼称して、頼宗の「殿」を顕在化させる表現はなかったであろう。

下野集にもどりたい。最後に、「頼通」欄の、155番歌の「殿も聞かせ給ひて笑はせ給ふ」について採りあげる。

東三条殿におはしますに、八月十五夜、今宵にたがはず月の明ければ、出でて、女房たち遊ぶに、人々のありく気色を聞きて遣戸を立つるを、寄りてのぞけば、台盤に赤き杯どもを据ゑたり。果てたるなめり、ものもなし。少し退きて、資良居て、さらぬ顔にて、「今宵の月、白河殿いみじからむ、見ばや」と言ふ。帰りて、言ひ遣る、

155 水を浅み白河ならで見ゆるかなあかつきには残るものなく
殿も聞かせ給ひて笑はせ給ふ。人々もと笑ふ。「御前の歌の高名するまに、資良が台盤の頭はるこそわびしく」と言ふこそもの狂ほしけれ。

下野たちは庭に降りたつて、台盤の置かれた男性たちの部屋を覗き見する。赤い杯にお酒なく、飲み終えた後らしい。そこに資良が、「白河殿の十五夜の月はすばらしかろう、見たいものだ」という。下野は、「赤き杯」に白のお酒が残っていない、白河の月見とは見えないと、資良に歌を言いくる。それを「殿」も聞かれてお笑いになった、とある。諸注釈書に、「殿」は「頼通」とするのに対して、『研究(八)』のみは、ここの「殿」は、「師実と解するほうが妥当であろう」とする。110、111番歌の、東三条殿の前栽をめぐるエピソードにおいて、師実は「殿」と呼称されていて、同じ東三条殿での出来事であるから、「殿」は師実と解しておく、というものである。

しかし、110、111番歌では、最初に、長い詞書があるが、

大納言殿、「宮の御前の前裁、丈高し」とて、笑ひ申させ給ひて、

とはじまる。そして、知られずに前裁を植え替えようと挑み、実行に移す。夜ごとに女房たちは見張りし、壺に入る遣戸に砂を置いて音が出るようにし、下野が見張りする番、音を聞きつけ見破ったというものである。その時に、「外に殿の御声もして、笑はせ給ふなり」と「殿」と表現したものの。「大納言殿」がまず提示されて、その後省略した「殿」である。「又の日、大納言殿の参らせ給ひて、……」と、姉の皇后に昨夜の一件を、見破られた長房の名前も出し、「かかる剛の者(下野)の守りしける夜しも、などてしつらむ」と申していたと、「申させ給ふ」とある。ここで、逆に、下野ら寛子女房たちは、師実の住む東三条殿に知られないように入っているしを置こう、と挑戦する。

東三条殿では、女房が入らぬように、牛まで立てて防いだ、臆せず東の対に入りこみ、格子のもとに十人ほど寝入り、「母屋に、殿はいと頭はに御几帳うち上げて寝させ給へり」と111番歌に続いていく。これも、文脈上で簡略した「殿」であろう。女房たちのみの空間では、師実は二重敬語で待遇されているが、四条宮のいる空間では、謙譲語が添えられている。

対して、155番歌の「殿」は、四条宮がいる(場)でありながら、「殿も聞かせ給ひて笑はせ給ふ」と二重敬語で待遇され、頼通その人を指すと読むべきであろう。

下野集において、頼通や師実のように、名指しされずに、官職名や邸宅名を添える敬避表現が採られている人々は、少なくとも以下の

四人である。歌番号と名前を示す。

・ 25 「二位中将殿」 永承(天喜)年間、藤原能長、源俊房、藤原忠家の三人のいずれかとされる。なお、源俊房は頼通の養子。

・ 77 「民部卿」 春秋歌合の右方頭。長家(源明子腹、道長正室源倫子の養子。時に権大納言)。

・ 79 「院の中将」 源信宗。小一条院と瑠璃女御(下野の姉)の子。105 「三条の中納言の上」 三条中納言は、能信養子の能長(実父は頼通。「上」については、宇多源氏源濟政女(白河天皇女御道子の母)か、花山天皇の子昭登親王女か、という(叢書)。

信濃と連れだち訪問する親しさから、前者か。

大納言・中納言・参議など公卿であっても、前述の「経長大納言」のように、名前が付される、次のような例がある。

・ 源隆国……78 「あなた方の大夫隆国のもとに」。隆国は、寛子立后時から権中納言で皇后宮大夫を兼ねた。治暦三年(一〇六七)、権大納言となる。

・ 源隆俊……隆国男。157 「内裏の御祈りに、隆俊の中納言伊勢に下りて」 康平八年(一〇六五) 四月十四日の祈願(伊勢公卿勅使雜例)、時に参議右大弁。治暦元年十二月八日任権中納言、翌二年十二月皇后宮権大夫。

・ 源経成……116 「なぞなぞがたりの歌一つ」と中納言経成の請ひ給へば。経成の中納言は、康平四年(一〇六一)〜治暦二年(一〇六六) 七月薨じるまで。

隆国は、権中納言の地位、源高明孫、俊賢の子ゆえに、名指しせずともよいように思われる。だが、寛子皇后宮大夫職は、治暦元年

(二〇六五)十一月に辞す。翌二年権中納言源経長が権大夫から大夫になる。その経長は、延久三年(一〇七二)病により寛子太皇太后大夫職を辞すまで続いた。名前を記すことで、その人とまぎれずに指ししめることができる側面があろう。

下野集では、皇后寛子の宮司が多く登場する。大進為仲、大進高房、大進・権亮資良、権亮顕家、亮師基などである。殿上人として登場して、後に宮司になった人物も見える。宮司は源隆国・隆俊父子、源経長をはじめ、皆が名前を付されている。ところが、出羽弁集には「大夫」「権の大夫」「宮亮」「正亮」とあり、名前を付さない。出羽弁は、後冷泉天皇中宮皇子に仕えた女房。久保木哲夫氏は、『出羽弁集新注』(青簡舎 二〇一〇)解説で、出羽弁集は、永承六年(一〇五二)春・秋という短期間の歌を集めた家集であると指摘する。二十年ほどの和歌が収められた下野集は、活躍時期と編纂時との時間差ゆえ、その人と名指しする必要も加わるのであろうか。それとともに、天皇や中宮の前以外では、臣下を官職名で呼称すると枕草子に見えたが、下野集が四条宮寛子に提出されるべく編まれたという事情も関係しているであろうか。

森野宗明氏は、十一世紀中期以降になると、国語資料として依拠するに足る作品に乏しいが、下野集について、十一世紀初頭とは異なる新たな敬語が見えると指摘している(『四条宮下野集』における敬語―中古末における待遇語彙について―『金沢大学教養部論集・人文科学篇』4 一九六七・二二)。さらに、「宮仕え女房の日記類では、十一世紀後半以降のものには、出自の高い人物に対してでも〈官位名+実名〉呼称を適用する例がやや増加する。また『四条宮下野集』のように、「経信」のように実名呼び捨ての例も若干まじっているものがあり、

一一世紀前半以前とはやや異なる」と言及されている(古代の敬語Ⅱ『講座国語史5 敬語史』大修館 一九七二)。敬語史を広く踏まえて考えるべき課題であろうが、それぞれの家集の個性について明らかにすることも同時に求められてこよう。

三 康資王母集、人物提示の工夫

——「殿」は誰を指すか——

「康資王母集」という家集名は、筑前が、花山天皇の孫延信王と結婚し、その間に生まれた康資王の名による。下野集には、「筑前」の女房名であった。父高階成順の筑前守による召し名であった。私家集大成・新編私家集大成「康資王母集」の底本は、「基時」奥書をもつ龍谷大学蔵本である。

久保木哲夫・花上和広『康資王母集注釈』(日本古典文学会・貴重本刊行会 一九九六)は、国立歴史民俗博物館蔵伝定家筆本「伯母集」を底本に用いる。「伯母」とは、康資王が神祇伯であったことによるもの。「伯母集」は影印翻刻され、その解説には、全巻「定家筆」と認定するが、『康資王母集注釈』(以降「注釈」と略称)の解説には、「特徴的な力強さがなく、定家の真筆とするにはやや弱い」が、冷泉家の『集目錄』に「伯母集」と見え、定家がどこかの時点で所持していたものであり、歴博本は、より定家筆本の原型に近いとされる。以下の考察は、よって、『注釈』の本文によるものとした。

『注釈』解説には、筑前が四条宮寛子に出仕したのは三十歳前後になっていったかとする。なお、初出仕の時期は不明であるが、天喜四年(一〇五六)四月の四条宮寛子の「春秋歌合」に、右の方人と

して名を連ねている。家集に常陸下向のことが見えるが、『注釈』は、森元元子氏の「康資王母と常陸介基房」により、夫延信王が亡くなった後に常陸介と再婚したらしいとする。筑前の養女安芸が、基房女を母とすることから、その常陸介とは「藤原基房」と推定する説である。さらに、康資王母の作歌活動について、

……歌会や歌合で重きを置かれ、彼女が真の意味で歌人として活躍するのは、むしろ晩年になってからのようである。有名な寛治八年（一〇九四）の「高陽院七番歌合」、嘉保三年（一〇九六）の「兵衛佐師時歌合」、康和四年（一一〇二）の「堀河院艶書合」と、いずれも七十歳前後になってからの活躍が目立つ。……ある意味では晩成型ともいえるし、息の長い歌人だったともいえるだろう。

とある。なお、『注釈』補遺歌に導かれて作者名を確認すると、家集や歌合などには後年まで「筑前」の名であるが、勅撰集や私撰集では「康資王母」の名になっている。

家集の詠作年次が明らか、もしくは推定できる和歌について、『注釈』解説内の年表に列挙されるが、その最初と最後は、

・二四・二五番歌……康平三年（一〇六〇）秋。師実との前栽騒動。長房の少将の期間。

・一四二・一四三番歌……長治三年（一一〇六）三月。匡房の大宰権帥再任。

となる。最初の「前栽騒動」は、下野集100～114番歌との兼ね合いによる推定ではあるが、右の期間内だけでも、四十七年に及ぶ和歌活動が見えることになり、下野集を含む年数の約二倍となる。

康資王母集の構成については、『私家集大成』の解題で後藤祥子

氏が、

集は自撰と思われ、その内容は大きっぱに晴の歌と襲の歌（四三番歌以下）に分かれ、晴の歌の中では堀河帝から四条宮、摂関家、殿上、大臣家という様に順序だて、私所歌合を末尾においている。襲の歌群は、春夏秋冬、雑、旅、哀傷、釈教、慶賀など、部立はないが勅撰集に準じた配列を試みており、制作年代による配慮はないものと思われる。

とする。『注釈』も支持している。

長期間にわたる和歌をおさめた自撰家集なのだが、いったいどのように詠歌時を示し、位置づけているのであろうか。家集を進めるいわば語り手ともとれる立場性は、詞書に現れてくるのだが、晴の歌群に特に時と人とを示す工夫が見える。

家集一・二番歌の詞書に注目したい。以下、本文引用は『注釈』により、歌番号は算用数字に変えた。

1 今の御時、歌の心知れらむ男、女の中に、言ひはじむる文、おのおのにやれとおほせられければ 春宮大夫（歌略）

2 返し

開口一番に、まずは「今の御時」と堀河天皇の御代（一〇八六～一〇七七）と明示し、「艶書合」の歌を置いている。康和四年（一一〇二）閏五月二日と七日とに内裏で行われたもので、『注釈』は、「二日に男が女へ懸想の歌を贈り、女が返歌をした。七日は、女が男に恨みの歌を贈り、男が返歌をした。前番は十番二十首、後番も二十首と番外の恋歌八首から成る」と説明する。その歌合関係歌が、6番歌まで続く。こうして家集は、堀河天皇時代を「今」として編んでゆくことになる。康和四年、四条宮寛子は健在だが、師実は前年に薨

去。

7 番歌以降には、次のように出仕先である「四条宮」関係和歌を記してゆくが、示された時は、*印のようになる。

7 四条の宮拝礼、雪の降りし年 *正月大饗の拝礼、後冷

泉天皇時代。

8 同じ宮の御住吉詣でに *四条宮が師実・麗子夫妻とともに

に住吉天王寺参詣。白河天皇の応徳元年(一〇八四)九月十二日に
出立。

9 同じ宮の扇合に、鹿 *堀河天皇の寛治三年(一〇八九)

八月二十三日、宇治での「太皇太后宮寛子扇歌合」。

10 殿上人あまた参りて、梅の香衣に移るといふ題を詠むに

*何の説明もなく「殿上人あまた」参上から、後冷泉天皇時代。

7~10番歌は、*印で示したように、時は、後冷泉―白河―堀河―後冷泉天皇時代と大きく変わる。1番歌の「今の御時」と堀河天皇に設定をした後に、過去の時点の和歌を、7番歌「四条宮の拝礼」から、8・9番歌「同じ宮の」、10番歌「殿上人あまた参りて」と記すだけで、寛子関係の和歌を並べることができた。

続く11・12番の贈答歌は、

宮の宇治殿におはしますころ、殿参らせ給ひて、女房さ
そはせ給ひて、をぐら見せさせ給ふ、それよりやがて帰
らせ給うて、京よりおくられたる

11 春なれば花の都へ帰る間にをぐらの里は霞隔てつ

御返し

12 見捨てつる人の心も見ゆばかりこの里の花ときはならなむ

詞書に、「殿参らせ給ひて」とみえる。この「殿」は誰を指すので

あろうか。

『注釈』では、「宮」つまり皇后寛子関係の「殿」として、父藤原頼通をあてている。11番の歌が採られた、夫木抄に、

ぬのびきの滝、摂津

御集

宇治入道関白

さらしけるかひもあるかな山ひめのたづねてきつる布びきの滝
(一三三三七)

をぐらの里、巨倉、宇治也、山城

御集、宇治より京へわたらせ給ふとて 宇治入道関白

春なれば花のみやかにかへるまにをぐらのさとの霞みぬるかな

(一四五八六)

とあることから、「御集」を現在では散佚してしまった頼通の家集と読んだ。ではあるが、そのうちの一首、「さらしける」の歌は、『栄花』巻三九「布引の滝」巻に師実歌とある。「京極大殿御集」(冷泉家時雨亭叢書「承空本私家集 中」)も刊行されて、師実の歌として見える。秋風集にも採られていて、「宇治入道前関白」の名で三首中の二首は、頼通関係の歌である。¹⁶ここは、秋風集が、「春なれば」の作者名を誤ったものであろう。

一般的に「殿」呼称は、枕草子では、清少納言が仕える中宮定子父の道隆を指し、紫式部日記では、中宮彰子の父道長を指すように、主家の長を指す。『栄花』正編では、「殿」は場面が描かれれば、その家の「殿」として、さまざまな人物が「殿」呼称される。それでも、正編では、道長ただ一人を指す呼称として、「殿の御前」呼称がある。¹⁷

康資王母集においては、最初に、「今の御時」と堀川天皇御代に

時をおいた。その時の「殿」は誰か、家集から、「殿」呼称にあたること、

殿の肥後の家に、説教聞き侍りし、もみぢ散り、をかしき夜の気色にて

127 今宵こそ罪もあらしに散りぬらめ落つる木の葉と諸心にて

返し覚えす

とある。『注釈』に、肥後は、最初は師実仕えて「殿の肥後」「大殿の肥後の君」などと呼ばれ、後に師実夫妻が養女としていた令子内親王(白河天皇皇女、母は賢子)に仕えたので、「前斎院肥後」「二条太皇太后宮肥後」などと呼ばれていると指摘する。なお、『肥後集全注釈』には、肥後集の詠作年時がわかる歌は、関白師実仕えていたころの歌が多く見られ、師実薨去の翌年に行われた「堀河艶書歌合」が最下限の歌であるらしいという。すると、127番詞書の「殿」は師実として問題ない。

康資王母集の11・12番にもどる。下野集には、大納言師実が宇治に女房たちと一緒に出かける和歌が見えた(90〜94番歌)。11番詞書の「殿」も、女房たちを「をぐら」見物に連れ出すサービスぶりや、京にもどると今度は歌を送ってくるなど、いかにも若々しい行動がみられる。寛子立后時には六十歳になっていた関白頼通とは解しにくく、師実を指すとしてよいのではないか。

続く、頼通が関係する13・14番歌からも、それは領ける。康資王母が四条宮女房として詠んだ歌が、頼通により賞賛されたという名誉を記したもので、この家集中、最も長文で詞書と歌の事後とが記されている。

臨時祭の御物忌なりければ、宵に上達部参り、籠り給ひ

て、この御方にて遊び給ふ、歌あるべしなど定めらるるほどに、帰る雁の鳴きしを、やがてこれを題にて、御簾のうちに詠むべきなりと能長の宰相中将のありしかば雁がねの花の折しも帰るらむ尋ねてだにも人は惜しむに

同宰相中将

14 古里に花の都を飛び過ぎて帰る雁がね思ひやるかな

この歌を宇治殿聞かせ給ひて、経長の大納言を御使ひにて、昨夜のことなむ、をかしう聞かせ給ふを、禄あるべきことなり、やがてかの申さすることをとおほせられたりしかば、いづれの御時とか、躬恒に月を弓張りと言ひけるは何のゆゑぞと問はせ給ひければ、山の端さしていればなりけりと申して侍りければ、そのつらにこそ候はずともとぞ御返り申し侍りし

後冷泉天皇の「臨時祭の御物忌」(歌が春なので石清水臨時祭)なので、関係する公卿たちは、祭の日の前夜、内裏に参籠していた。彼らは「この御方」皇后寛子方で、管弦の遊びをする。歌など詠むべきなどという時に、帰る雁の鳴く声を聞いて、そのままこれを題にし、御簾の中の女房たちも詠むべきであると、「能長の宰相中将」が言ったので、康資王母は13番歌を詠み、それに能長は返歌したという。

ことは、「宇治殿」の耳にも達した。「宇治殿」は頼通を指す。「能長の宰相中将」は詠歌時現在を示すものらしい。とすると、「宰相中将」の期間、長久四年(一〇四三)九月より康平四年(一〇六一)まで、加えて寛子入内永承五年(一〇五〇)十二月後の春という時点になる。頼通を「宇治殿」と呼称するが、「昨夜のこと」とあり、

すぐに耳に入る近い場所にて宇治にいるわけではない。関白頼通からは、わざわざ使者「経長の大納言」が遣わされ、昨夜の和歌には禄があるはずである、かの康資王母が申し上げる禄のことをと、娘の皇后寛子にお命じになられた。

関白頼通から賞賛の言葉をいただいたことになる。使者経長というのも、誉れとなる。[経長の大納言]「大納言」は最終官。詠歌年次とは無関係。とは、前述したように寛子同母姉の夫であり(注2参照)、皇后寛子の慶びごとをミウチとして行動できる、頼通の信頼あつ人物なのであつた。

晴的な場で詠んだ和歌を続けて記していくことで、11番詞書の「殿」と14番歌の後文の「宇治殿」で、別人と明示していることになる。

この家集では、数十年にわたる人物について、誤解させずに特定させる工夫がなされているように思われるのは、続いて15〜25番歌までを連続して読むことにより、さらに強くなる。最後の師実詠歌が関係する24・25番の贈答以外には、詞書のみを記す。

- 15 撰政殿の七番の歌合に、桜
16 この歌の持なるよし申して侍りしかば、殿
17 御返し
18 ほととぎす
19 この歌を聞きて、頼綱がおこせて侍りける
20 返し、おしはかりて
21 雪
22 祝
23 後の二条殿の、八月十五夜、月の宴せさせ給ふとて歌召

ししかば、参らせし、水上月

御前の前栽のをかしきを、大殿御覧じて、人々の寝入り
たらむ折、折らせに参らせむとあらがはせ給ふに、長房
の少将の折りに参りたる、見つけられたりし後ろ手のを
かしさ申しし

- 24 まことにや花はねながらあらはれしまもる人目は雨ならねど
も

大殿の御返し

- 25 人目をば何かつまむ秋の花色に出てこそひきも植ゑしか
右の、15〜22番歌は、寛治八年(一〇九四)八月、師実主催「高

陽院七番歌合」のうち、四題の和歌と、それに関わる贈答歌である。
15番詞書に「撰政殿」とあるが、歌合時点には師実は関白を辞して(同年三月八日)、翌日に師通が任じている。11番歌のように「殿」呼称ではなく、「撰政殿」の呼称が選ばれたのはなぜだろうか(16番の「殿」は「撰政殿」を受けた。その理由は、14番歌からの脈絡にある。[宇治殿]頼通に誤解されないようにという配慮と思われる。もし、師実を「殿」「関白殿」「前関白殿」としたら、五十年ほどその地位にあった頼通と重なってしまう。さらにまた、23番歌の「後の二条殿」師通に、「関白」はあつても「撰政」経験はない。父親とも子どもとも誤認しかねない三者が並ぶので、「撰政殿」が選ばれた可能性が大きい。23番歌の「後の二条殿」呼称にも、「二条殿」関白教通とも異なることを意味する。

つまり、15番で師実を「殿」呼称しては、前後の人物と分別がつきにくいという配慮であつたろう。「後の二条殿」と師通が提示されれば、四条宮の「御前の前栽」をめぐる女房たちと戯れた24・25

番歌が、師実が若い時分なのに「大殿」呼称されたのも、師通に關白職を譲ったゆえに¹⁰⁹生まれた呼称なので、家集編纂時の師実をさすのは明白である。

24・25番歌は、たわいない賭け事をして、康資王母が贈歌している。下野集には、同じ師実とのエピソードを、下野自身の側から、より詳細なかたちで110・111番歌に書きとめていた。

次の「殿」は誰になるのか。

殿より母の集召ししに、添へ参らせし

31 尋ねずは昔のつての言の葉はこのもにてや朽ち果てなまし
康資王母に、母である伊勢大輔の集を召した「殿」である。『注釈』は、先行研究を生かし、頼通の歌書集成が二度あると指摘する。頼通が「集ども集めさせ給ふとて、ここにもあらん、まゐらせよ」と仰ったので、赤染衛門自身が書き纏めて参らせたという(赤染衛門集I・六二四)長久年間(一〇四〇〜四四)の一度目と、二度目が、31番歌と同趣の歌として、後拾遺集の、

伊勢大輔が集を人のこひにおこせて侍りける、つかはずとて
康資王母

尋ねずはかきやるかたやなからまし昔の流れ水草つもりて(雑四、一〇八八)

をあげる。それは、橋本不美男氏『桂宮本叢書 第三卷』(養徳社一九五二)経衡集の解説で、延久(一〇六九〜一〇七四)頃とあり、上野理氏も別の角度から言及したが、延久三年のことに關わる¹¹⁰。

しかし、康資王母集に頼通に対する「殿」呼称は見えないので、31番歌の「殿」呼称は師実を指すことにならう。師実も、父頼通同様に、家集を集めていたと解せようか。

さらに検討が必要な「殿」が、康資王母自身の出家に關係する、次の歌群である。

背きぬと聞きて、殿の宰相中将の母

107 かけて言へば袖のみ濡れて背く世のあはれをえこそ訪はで過
ぎつれ

返し

108 苔の袖訪ふに露けさまさりけりしたふ涙はかけじと思ふに
その宰相中将家にあはれなることありと聞きて、訪らひ

聞こえし

109 このごろの寢覚めの風にかばかり夜深き露を袖にかくらむ
返し

110 住み慣れし古里人もなき宿に片敷く袖はつゆも乾かず

『注釈』での人物考証は、花上和広氏「康資王母集——登場人物並びに詠作年時考——」(『国文学論考』24 一九八八・三)に基づくところが大きいのであるが、花上論文は、この107番歌の「殿の宰相中将の母」を、源師房室頼宗女とした。保坂都氏の先行研究や、森元元子氏「世をそむきて」(『私家集の女流たち』IV「旅・晩年」教育出版センター一九八五)の指摘を受けたものであった。森元論文は底本を異にし、傍線部は「大殿の宰相中将」とあるが、「大殿」を源師房、その子を師忠とするのを踏襲したものであった。師忠が「宰相中将」であった期間、承保元年(一〇七四)十二月〜承暦四年(一〇八〇)八月に、康資王母の出家時期を定めた。師忠の母とは藤原頼宗女である。森元論文は、承保四年(一〇七九)二月師房が亡くなって、康資王母の出家を見舞うのが遅れたことを歌ったとされた。110番歌の「返し」を師房室のこととし、詠作の順序としては、107・108番歌に

先行すると読んでいる。

なぜ、「殿」「大殿」に、突然、源師房の名前が出現するのかという、秋風集・雑下に見える贈答歌が、康資王母集の右の贈答歌に一致し、その作者名によったものである。

康資王母世をのがれぬと聞きていひつかはしける

堀川の右大臣の母

かけていへば袖のみぬれてそむく世のあはれえこそはですぎぬれ(一一五六)

返し 康資の王の母

苔の袖とふに露けさまさりけり慕ふ涙はかけじと思ふに(一一五七)

作者名「堀川の右大臣の母」とは、道長次男頼宗の母である源明子を指す。源明子は永承四年(一〇四九)七月に薨じているので、康資王母の宮仕え前になる。そこで、「堀川の右大臣の女」と本文を訂したのである。

『注釈』では、109番の詞書「宰相中将家にあはれなること」について、森元説を退けて、花上論文と同じく、師房室頼宗女の死と読み、「水左記」承保四年(一〇七七)九月十日条の「宰相中将母堂」が火災のショックで亡くなった記事と解して、出家時期を狭めている。だが、109番歌の傍線部「寝覚の風」や、その返歌110番歌の「住みなれし古里人もなき宿に片敷く袖は……」は、母の死ではなく、宰相中将の妻の死を歌っているものではないか。

後世の秋風集をひとまず置いて、康資王母集の「殿」「大殿」が、家集の他例から師実と解してさしつかえないので、まず、師実の子で「宰相中将」になった人物について、検討したい。『公卿補任』

にあたると、三人の名前があげられる。そこに記された、母の名、師実の第何子か、宰相中将にあった期間について、次に示す。

・源頼国女(一〇四一〜一二二九) 四条宮寛子女房「美濃」。(師実二男家忠と僧侶を生む)

家忠 永保二年(一〇八二) 正月 21歳 参議となる。右中将もとのごとし。

三年(一〇八三) 正月 22歳 任権中納言

・藤原基貞女 女院彰子女房「中納言の君」。(女子一人・師実三男経実・四男能実を生む)

経実 寛治五年(一〇九二) 正月 24歳 参議となる。右中将もとのごとし。

嘉保三年(一〇九五) 正月 29歳 参議右中将から権中納言となる。

・藤原永業女 (師実五男を生む)
忠教 康和二年(一一〇〇) 七月 26歳 参議となる。中将もとのごとし。

天永二年(一一二二) 正月 37歳 参議左(権) 中将から権中納言となる。

最後にあげた永業女の子忠教は、家集編纂時に近すぎるので、外してよいであろう。三人のうち、康資王母が、もつとも親しいと思われるのは、ともに四条宮寛子に仕えた女房「美濃」、頼国女であろう。その場合、家忠は翌年に権中納言に昇進するので、康資王母の出家は永保二年となろう。

そして、先の秋風集の、「堀川の右大臣の母」を、単に「右大臣の母」とあつたと読めば、頼国女美濃は、師実の子家忠が右大臣に

なっているの、条件はそろそろ。また、「堀川の右大臣のむまご」とあったとするならば、基貞が頼宗の子であるので、「経実の母」となる。しかし、作者名としてありにくい。底本「殿」、他本「大殿」が、師実を指すことは間違いないであろう。

最後に、もう一つ検討しなければならぬ「殿」が見える。

145 このころの、関白殿の若君をうつくしう見奉りて、つくりたる鳥の声するを奉るとて詠める

身に積もる年に万代とり添へて今日若君に奉るかな
殿の御返り

146 万代も飽かず思ふにとり添へて譲る齡をうれしとぞ見る

「このころの関白殿」とは師通で、「若君」は歌の内容から元服前の幼い忠実をさす。「このころの」とあるのは、師通が父から関白職を譲られたからであろう。康資王母は、自分の身に積もった齡に万代の齡をとり添えて、今日若君にさし上げたい、というものである。「とり添へ」に、作り物の「鳥」を掛ける。『注釈』には、返歌の「殿」は、「師通をさす」とある。確かに、「関白殿」とある「殿」にも読める。また、別の考え方も可能ではないか。この歌の後は、詞書もおかずに、

147 山里の水の流れをかきやるに石間を茂みゆかぬ言の葉

で家集を閉じている。『注釈』が147番歌について、「家集の末尾に置かれていたこと、またその内容から考えると、自らの表現が行き届かない旨を述べた、家集の跋にあたる詠であろうか」とする。すると、家集に入れた歌の最後を飾る歌が、右の贈答歌になる。

忠実は、父師通が母の俊家女と離縁状態になり、祖父の師実がひきとり、「かぎりなきものに」かきずいたと、『栄花』巻三九「布引

の滝」に見える。『今鏡』藤波上第四「宇治の川瀬」の冒頭にも、

後の二条殿の御つぎには、近く富家殿とておはしましし入道
大臣、祖父の大殿御子にし申させ給ふと聞え給ひき。(竹鼻積「講
談社学術文庫 今鏡(中) 講談社 一九八四」)

とあり、竹鼻氏は、「入道大臣」を忠実とし、「祖父の大殿(師実)が御養子になさったと伝えられました」と現代語訳している。また、『台記』久安三年(一一四七)三月二十八日条を引くが、その中にも、「……自在襖襦、其祖前大相国養以為子」と、やはり師実の子扱いが見える。

146番歌は、そういう背景を踏まえた「殿」師実の返歌と読めないであろうか。康資王母にとつても、半世紀ほどの近い交流が続いた師実の歌で閉じる意味は大きい。何よりも、師実―師通―忠実という三世代の撰関家の人物を登場させ、万代をと忠実に焦点化させるかたちで結んだと解してはいかがであろうか。「はじめに」に引用した『栄花』続編の末尾に、忠実の春日祭使記事をおき、「大殿」師実を登場させつつ、撰関家の繁栄を余祝した歌に通うように思われるのである。

注

1 松村博司氏は、一貫して第一部第二部と分けて読まれた。『栄花物語全注釈七』(角川書店 一九七八)では、続編巻三六まで書き進めて、いったん擱筆し、しばらく時をおいた後に書き継いだのが、巻三七であったろう、とする。巻三八からは、また別人が書き継いだものと見られるとする。対して、福長進氏は、『栄花物

語」の続編について」(『歴史物語の創造』第一部第十一章(笠間書院 二〇一〇)。初出二〇〇二年)において、続編全体が天皇の御代によって組み立てられていること、第一部・第二部ともに天皇の資質や治世に言及することなど、続編を一体的なものに把握されているらしい。私は、第一部・第二部が一体的な表現を貫いている様相をさぐるとともに(『王朝歴史物語の方法と享受』(竹林舎 二〇一〇) 第二編第一章『栄花物語』続篇考——敬遊表現と人物呼称から——、初出二〇〇七年)、逆に第一部・第二部とで断絶している様相についても述べた(第二編第二章『栄花物語』続篇の世界——巻々の連接と断絶と——、初出一九七〇年)。

2 陳斐寧「藤原頼通と三条殿——邸宅の伝領と親族関係という視座から——」(『国文学研究ノート』42二〇〇七・一二)が、祇子の子供たちと養子先について整理し、さらに寛子の他に源経長の妻となった、寛子妹にあたる娘がいるとした。私は、陳論文に修正を加え(久保木哲夫・加藤静子『藤原頼宗集・師実集全釈』(花鳥社 二〇二二)解説Ⅳ「末っ子の関白、藤原師実」、兄弟の順、さらにもう一人の娘は夫経長との年齢差から寛子の姉と推定した。以下のようにである。

橘俊綱(二〇二八〜一〇九四) 橘俊遠の養子。丹波守、播磨守、近江守、但馬守、木工頭などを経て、修理大夫となる。歌人。正四位上。

寛円(一〇三二〜一〇九八) 園城寺。二十四歳で律師を經ず權少僧都、翌年法印。三井寺長吏。三十四歳で大僧正。承暦元(一〇七七) 年天台座主、ただし三日間のみ。

藤原定綱(家綱)トモ、一〇三二〜一〇九二) 中納言藤原経家(一〇一八〜一〇六八)の養子。経家は父が定頼、母は贈従三位

源濟政女。定綱は、伯耆守、備中守、伊予守等を経て、播磨守で亡くなる。正四位上。

藤原忠綱(一〇八四) 山井大納言藤原信家(一〇一八〜一〇六一) 教通男、頼通養子)の養子。但馬守、常陸介、春宮亮などを経て、近江守で亡くなる。正四位下。

頼通女(一〇五五) 源経長(二〇〇五〜一〇七二)の妻。経長は、權大納言が極官。『大日本仏教全書』第六十四卷史伝部の「僧綱補任抄出」天喜三(一〇五五)年「覚助」の条に見える記事に基づくもの。夫経長との年齢から見ると、祇子腹の第一子か、第二子あたりであろう。

3 卷三二に、「いかなる世のやうにか、関白殿、いとさもて出で頭れてにはあらねど、尼上の御方にさぶらふ人を忍びつづいみじう思しめすといふこと出で来て、つねにただならで子など生みたまふといふこと聞ゆれど、上の御方に思しめさんことをつづませたまふなるべし。故中務宮の御女などぞ聞えさすなりし」と見えた。卷三六では、寛子の入内に、「母上は三条殿とぞ聞こえさするも、さぶらはせたまひて参らせたまへり。めでたしなども世の常なり」と従ったことが見える。また、師実元服に続いて、「五月に……:にはかに三条殿うせさせたまひぬ」とその死が記されている。

4 『私家集大成』「四条宮下野集(新編補遺)」(日本文学Web図書館)の久保木哲夫氏解説によれば、書陵部本は、時雨亭文庫の定家手沢本「四条宮下野集」を忠実に写したものであるが、ケアレミスは見えるという。ただし、「定家手沢本はその後の虫損によって判読不能な箇所が増え、書陵部本の補訂なしには読めない

ところが出て来ている」という。

- 5 橋本不美男『王朝和歌史の研究』第五章「王朝私家集の性格」(桜楓社 一九七二)を踏まえる。
 - 6 207番歌詞書「越後より、為仲」とある、その時点について、『朝野群載』(卷廿六諸国公文)の越後に関する宣言として、「前司橋為仲任終延久四」とあることから、為仲の越後守は、延久元年(一〇六九)〜四年までの期間で(天養廉「橋為仲とその集」古代末期の歌人像)、『国語と国文学』一九五八・一二、この頃の歌とされる。
 - 7 以下の敬避表現による人物呼称は、拙著『王朝歴史物語の生成と方法』(風間書房 二〇〇三)Ⅰ「第一章 実在人物の提示と呼称——『枕草子』『紫式部日記』を介して『栄花物語』を読む——」、初出一九九八年、第二章『栄花物語』における藤原道長をめぐる呼称、初出一九九九年、さらに、『王朝歴史物語の方法と享受』(竹林舎 二〇一二)第Ⅱ編「第一章『栄花物語』続編考——敬避表現と人物呼称から——」初出二〇〇七年、などを出発点にしているものである。あわせ読まれたい。
 - 8 新編私家集大成による。底本は冷泉家時雨亭叢書『平安私家集十二』「大納言経信集」。『注釈稿』が引用した経信集の親本にあたる。
 - 9 注2に記した「解説Ⅳ 末っ子の関白師実」に、頼通が養子にした人物にも触れた。正室隆姫弟の師房を養子にしたのは、頼通後継者としてではなく、実父具平親王に幼くして死別したことによる、扶養対象としての養子であった。
 - 10 小田勝「日本語研究の現状と和歌」(二〇一六年六月和歌文学学会例会)の発表資料に、「語学研究の知見が届いていない」例として、
- 「遅し」の和歌解釈の誤りを示す。例の一つに、たとえば、「げにやげに冬の夜ならぬ真木の戸も遅く明るるはわびしかりけり」(蜻蛉日記)について、「戸を開けなかつたのである(日記本文にも「憂くて、開かせねば、例の家とおぼしき所にもおしたり」とある)」と説明する。
- 11 「前麗景殿女御歌合について」(和歌文学論集5『屏風歌と歌合』風間書房 一九九五)。
 - 12 「上東門院菊合序とその性格」(講座平安文学論究)第五輯 風間書房 一九八七)。
 - 13 龍谷大学善本叢書『四十人集 二』(思文閣出版 一九九八)に影印がある。
 - 14 田中稔・古瀬奈津子「国立歴史民俗博物館所蔵「伯母集」(藤原定家本)」(国立歴史民俗博物館研究報告 第32集)一九九一・三。また、『貴重典籍叢書 文学篇7』(臨川書店 二〇〇二)に影印がある。
 - 15 『古典文学論考』(新典社 一九八九)。
 - 16 秋風集には、次のようにある。イが康賢王母集に同じ歌。
宇治入道前関白白川にて子日し侍りけるに、詠みはべりける
閑院の贈太政大臣よしのぶ
ア 春ごといでにけるかなねのびする人の心はまつやひくらん(二九)
四条太皇太后宮のうぢにおはしましける春のころ、女房
どちさそひてをぐらのかたにまかりて、かしこより京に
まかりいでていひつかはしける
宇治入道前関白

イ 春なれば花のみやこへかへるまにをぐらの里のかすみぬるか
な (一〇五七)

宇治入道前関白かくれての春、とほきところなる人のも
とにいひつかはしける

権律師実源

ウ 知るらめや霞となりてのぼりにし人のすみかの春のけしきを
(一二七六)

アは、頼通主催の「子日」のことで問題ない。ウは、関白薨去
のことを詠むが、作者実源は嘉保三年(一〇九六)正月に亡くなっ
ているので(『僧歴綜覧』)、康和三年(一一〇二)の師実薨去を詠む
ことはできない。ウも頼通となる。

17 注7の拙著『王朝歴史物語の生成と方法』I第一章、第二章に
詳しく述べた。

18 久保木哲夫・平安私家集研究会『肥後集全注釈』(新興社 二〇
〇六)家集の内実も師実女房としての和歌にふさわしいものがあ
ると指摘する。

19 道長は、若い頼通に摂関職を譲り、「大殿」と呼ばれた。同じ
ように、「大殿」となった師実・忠実・忠通を対象に、樋口健太
郎「院政期摂関家における大殿について」(『日本史研究』484 二〇
〇二・一二)は、それぞれの家政機関と家政処理に言及し、「大殿」
固有の権限を明らかにしている。

20 上野理氏「納和歌集等於平等院経蔵記」(『後拾遺集前後』第一章
三 笠間書院 一九六八)。頼通は、ともに生きた人々の歌集等を平
等院経蔵に納めることで、人々とともに極楽浄土をと願った。「延
久三年(一〇七二)暮秋九日」頼通八十歳の時であった。

受領日 二〇二二年四月二八日
受理日 二〇二二年六月九日